

# 高崎経済大学図書館規程

平成23年度

規程第10号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学基本規則（平成23年度規程第3号）第24条の規定に基づき、高崎経済大学図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 図書館は、広く地域に開かれた情報拠点としての役割を担うとともにそれに附随する情報システムの総合的運用を行うことで、本学の学生、教職員への学術情報の提供を行うとともに、これらを広く学外者にも開放し、地域との連携を推進することを目的とする。

## (図書館長及び副館長)

第3条 図書館に、図書館長（以下「館長」という。）及び副館長を置く。

2 副館長は、館長を補佐する。

3 副館長は、研究グループ図書館チームリーダーをもってあてる。

## (所掌事項)

第4条 第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 図書館の管理運営に関すること。

(2) 図書及び電磁的媒体に記録された学術情報（以下「デジタル情報」という。）の購入又は寄贈の承認及び廃棄に関すること。

(3) 図書館が保有する図書及び資料並びに学内研究結果である紀要や論文のデジタル情報への移行処理及びアーカイブ化に関すること。

(4) アーカイブ化したデジタル情報の学内利用及び学外公開に関すること。

(5) 前各号に定める事項に係る事業計画案の作成に関すること。

(6) 図書館に関して理事長又は学長が諮問すること。

## (運営)

第5条 図書館の運営は、次に定める構成員による図書館運営会議（以下「会議」という。）が行う。

(1) 館長

(2) 教授会の議を経て選出された教員4人以上

(3) 研究グループリーダー、研究グループ図書館チームリーダー  
(任期)

第6条 前条2号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会議)

第7条 会議は、館長が招集する。

2 館長は、議長となり、会務を総理する。

3 館長に事故あるとき、又は館長が欠けたときは、副館長がその職務を代理する。

4 館長が必要と認めるときは、会議に構成員でない者を出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、このとき当該出席者は、議決に加わることはできない。

(会議の成立)

第8条 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面により、他の構成員を受任者とした委任状を提出した場合は、出席したもののみならず。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決する。

(事務の執行)

第9条 館長は、会議の決定に基づき、事務を執行する。

2 館長は、前項の事務について、副館長又は研究グループリーダーに専決させることができる。

3 前項に定める専決事務及び専決者は、館長が定める。

4 館長の決裁を受けるべき事項について、あらかじめその処理について指示を受けた事項及び緊急を要する事項について、副館長は代決することができる。ただし、代決した事項で重要なものについては、遅滞なく館長に報告しなければならない。

(館長の専決)

第10条 館長は、会議で協議すべき事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、当該事案について対処方法等を決定することができる。ただし、決定をした場合は、速やかに会議を招集して、当該事案の概要及び決定内容を会議に報告しなければならない。

い。

(関係部局の協力)

第11条 図書館は、図書館の運営及び事業の企画実施等について、各部局に協力を求めることができる。

2 各部局は、前項の協力依頼を受けたときは、協力しなければならない。

(庶務)

第12条 図書館の庶務は、研究グループ図書館チームにおいて処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会議の議を経て館長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、会議及び教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月16日第126号)

この改正は、平成23年12月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月13日第99号)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日第101号)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月14日第18号)

この改正は、平成28年12月14日から施行する。